

瀬戸市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

瀬戸市議会議長 三木雪実

瀬戸市議会規則第1号

瀬戸市議会会議規則の一部を改正する規則

瀬戸市議会会議規則（昭和32年瀬戸市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前                        |
|--|----------------------------|
| 目次   | 目次                         |
| 第8章 表決（第81条—第89条）  | 第8章 表決（第81条—第89条）          |
| <u>第9章 公聴会及び参考人（第89条の2—第89条の8）</u>   |                            |
| 第10章 請願（第90条—第96条）   | 第9章 請願（第90条—第96条）          |
| 第11章 秘密会（第97条・第98条）  | 第10章 秘密会（第97条・第98条）        |
| 第12章 辞職及び資格の決定（第99条—第103条）   | 第11章 辞職及び資格の決定（第99条—第103条） |
| 第13章 規律（第104条—第111条）   | 第12章 規律（第104条—第111条）       |
| 第14章 懲罰（第112条—第117条）   | 第13章 懲罰（第112条—第117条）       |
| 第15章 会議録（第118条・第119条）  | 第14章 会議録（第118条・第119条）      |
| 第16章 議員の派遣（第120条）  | 第15章 議員の派遣（第120条）          |
| 第17章 補則（第121条）   | 第16章 補則（第121条）             |
| 第9章 公聴会及び参考人<br><u>（公聴会開催の手続）</u>  |                            |
| <u>第89条の2 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。</u> |                            |
| <u>（意見を述べようとする者の申出）</u>  |                            |

第89条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第89条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 前条の規定によりあらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第89条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員及び公述人の質疑)

第89条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第89条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができる。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第89条の8 会議において参考人の出席を求め

る議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 第89条の5、第89条の6及び第89条の7の規定は、参考人について準用する。

第10章 請願

第11章 秘密会

第12章 辞職及び資格の決定

第13章 規律

第14章 懲罰

第15章 会議録

第16章 議員の派遣

第17章 補則

第9章 請願

第10章 秘密会

第11章 辞職及び資格の決定

第12章 規律

第13章 懲罰

第14章 会議録

第15章 議員の派遣

第16章 補則

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。